

## 令和7年度集団指導【居宅】 Q & A

| No | 質問事項  | 回答  |
|----|---|---|
| 1  | <p>2枚目の資料の6ページ4、軽微な変更について、もともと計画書に福祉用具を数個、例えば、手すり、杖、歩行器、車椅子等必要時に検討等と記すと杖から歩行器に変更する場合は軽微な変更にあたるのでしょうか。</p>   | <p>介護保険最新情報vol.1213 別添21 別添に「ケアプランの軽微な変更の内容について（ケアプラン作成）」について記載があります。ここに記載の場合は一連の業務を省略することができる、とされています。この記載によれば、杖と歩行器は同一種目ではないので、軽微な変更とはいえないと判断します。</p>   |
| 2  | <p>「資料2：過去の指摘事例等を踏まえた留意点」の9入院時情報提供加算について質問させていただきます。</p> <p>算定要件における情報提供日は「病院又は診療所の職員が情報を確認した日」とありますが、</p> <p>例えば、入院当日に「入院時情報提供シート」をFAX送付して情報提供を終えていても、医療機関側からのFAX返信（受領確認）が遅れ、確認日が加算の期限（入院後3日以内など）を過ぎてしまった場合、算定不可という解釈で相違ないでしょうか。実務上、医療機関側の対応に左右される側面があるため、念のため確認させてください。</p> | <p>「受領確認のFAXを送信した日付」ではなく、「病院又は診療所の職員が情報を確認した日」を情報提供日とします。FAXのやり取りの中で「情報確認日」があると良いでしょう。</p> <p>「病院又は診療所の職員が情報を確認した日」が加算の算定期限を過ぎたのであれば、算定不可です。</p>  |
| 3  | <p>入院時の連携加算について（過去の指摘事例のP10）情報提供日は医療機関の職員が情報を確認した日とあるが、時間外や休日前に情報をFAXしその後医療機関から受け取りの連絡が来なかった場合は算定ができない、または算定の区分が変わるのでしょうか？</p>  | <p>「受領確認のFAXを送信した日付」ではなく、「病院又は診療所の職員が情報を確認した日」を情報提供日とします。FAXのやり取りの中で「情報確認日」があると良いでしょう。</p> <p>「病院又は診療所の職員が情報を確認した日」が加算の算定期限を過ぎたのであれば、算定不可です。</p>  |
| 4  | <p>4ページ 医療サービスの位置付けにおいて、意見照会を行うのが主治の医師等とあり、「等」という事は例えば病院の看護師やMSW、普段からやり取りをしている訪問看護ステーション職員などから主治医が医療系サービスを利用する様に指示が出ているという事の確認が取ればそれで良いのか？</p>  | <p>赤本P794より</p> <p>『「主治の医師等」については、要介護認定の申請のために主治医意見書を記載した医師に限定されない。特に訪問リハや通所リハについては、入院中の医療機関の医師により意見を踏まえて…』とあります。</p> <p>よって「主治の医師等」の等とは主治の医師だけではなく、入院中の医療機関の医師を含むと解釈できます。</p> <p>介護支援専門員は、あらかじめ利用者の同意を得て主治の医師等に意見を求め、指示があることを確認したうえで、医療サービスを居宅サービス計画に位置づけることができます。介護支援専門員が主治の医師等に意見を求め、その求めに対する医師からの指示がある事が確認できれば、医師から直接介護支援専門員に指示がある場合でも、訪問看護事業者等を経由する場合でもその方法は問わないと考えます。</p> |

|   |   |   |
|---|---|---|
| 5 | <p>10ページ 入院時連携加算について、情報提供日は「病院又は診療所の職員が情報を確認した日」とあるが、入院当日にFAXにて連携シートを送付する旨事前に連絡をしておき了承を受けた上でFAXしたが、病院側の都合で確認しましたの返信FAXが翌日の日付で送られてきた場合、入院時連携加算はⅡを算定する事になるのか？それとも一連のやり取りを支援経過に残してあればⅠを算定して良いのか？</p> | <p>「受領確認のFAXを送信した日付」ではなく、「病院又は診療所の職員が情報を確認した日」を情報提供日とします。FAXのやり取りの中で「情報確認日」があると良いでしょう。<br/>「病院又は診療所の職員が情報を確認した日」が加算の算定期限を過ぎたのであれば、算定不可です。</p> |
| 6 | <p>16ページ 掲示についてですが、⑤については第三者評価を受けていないので「第三者評価について実施はなし」と記載し掲示するようにしますが、すでにR8.4月からの重要事項説明書・契約書を作り印刷してある為、改めて記載し作成し直さなければならないのか、それとも次回重要事項の変更（R8.10月のサービス利用割合変更）の際に訂正すれば良いか？</p>                    | <p>第三者評価の実施状況については、利用申込者及びその家族に対して説明を行い、同意を得た上で掲示するとされています。令和6年度改正ではなく、以前から運営基準として示されていた事項です。現状で基準通りに掲示をしている状態が適切であると考えます。</p>                |
| 7 | <p>ウェブサイト掲載で法人のホームページと介護サービス情報公表システム2つありますがどちらか1つでよろしいでしょうか？</p>  | <p>どちらか1つでよいです。</p>   |